

1 都道府県における取組事例

- (1) 公共工事の競争参加資格審査における項目設定の事例……………2
- (2) 物品の購入等の競争参加資格審査における項目設定の事例…18
- (3) 総合評価落札方式における項目設定の事例……………22
- (4) その他の公共調達における項目設定の事例……………24
- (5) 公共調達以外における独自の取組事例……………33

1 都道府県における取組事例

(1) 公共工事の競争参加資格審査における項目設定の事例

	1	2
都道府県名	北海道	岩手県
担当部課名	環境生活部道民生活課	県土整備部建設技術振興課
連絡先	011-231-4111(内線24-174)	019-629-5942
1 導入時期	平成21年4月	平成23年2月
2 男女共同参画等の項目名	仕事と家庭の両立支援	次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画の策定
3 男女共同参画等の項目の概要(内容、配点(男女関係点数/主観点数の合計点数))	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省都道府県労働局に届出している事業者:3点/194点	次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画を策定している場合:10点/705点(ただし、次世代育成支援対策推進法に基づき、策定を義務付けられている場合は、加点しない。)
4 申請等に必要書類	厚生労働省都道府県労働局に届出した「一般事業主行動計画策定届」の写し	一般事業主行動計画策定・変更届の写し(都道府県労働局の受付印のあるもの)
5 実施に当たって留意・工夫した点		
6 取組の実績・効果		加点を受けた業者数(県内業者): ・土木A級39者、B級10者、C級10者 ・建築A級22者、B級9者、C級6者 ・電気A級3者、B級2者 ・管A級9者、B級10者 ・舗装A級21者、B級30者 ・その他の専門工事の各業種において、各数社が加点を受けている。
7 今後の課題		小規模業者は当該評価項目を活用していないケースが多く、今後さらに周知を図る必要がある。
8 その他特記事項	「仕事と家庭の両立支援」の対象者をこれまで、道内企業に限定していた対象を、平成23年度から次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を届出した全ての企業に拡大	
9 参考URL	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/sum/sikaku_m/sikaku_main.htm#toiwase	http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=29065

	3	4
都道府県名	宮城県	秋田県
担当部課名	環境生活部共同参画社会推進課	生活環境部男女共同参画課
連絡先	022-211-2568	018-860-1555
1 導入時期	平成17年4月	平成18年4月
2 男女共同参画等の項目名	ポジティブ・アクションの推進状況	社会的要請への対応状況
3 男女共同参画等の項目の概要(内容、配点(男女関係点数/主観点数の合計点数))	<p>○参加資格の申請時において「女性のチカラは企業のカ」普及推進事業に基づく確認書の交付を受けている場合:10点/250点</p> <p>○参加資格の承認を行う日の属する年度の初日の属する年度の直前の5年度の間「女性のチカラは企業のカ」普及推進事業に基づく知事表彰を受けている場合:10点/250点</p>	<p>「男女共同参画職場づくり事業」において加対象者として認定された者が対象</p> <p>一 加算対象項目のうち2項目以上に該当するもの:10点</p> <p>※加算対象項目(全4項目)</p> <p>①女性の登用 女性の係長相当職以上が前年比10%以上増加、または役職者に占める女性の割合が30%以上</p> <p>②仕事と家庭の両立支援策 (i)育児休業取得状況(過去3事業年度中に、10日以上育児休業を取得した従業員が男女それぞれ1名以上)</p> <p>(ii)育児・介護休業法の規定を上回る制度導入</p> <p>③女性の活用方針(女性の能力の活用)についての明文化と従業員への周知</p>
4 申請等に必要書類	本県が実施する「女性のチカラは企業のカ」普及推進事業に基づく確認書の交付又は知事表彰を受けた場合には、その確認書又は表彰状の写し	男女共同参画職場づくり調査票
5 実施に当たって留意・工夫した点	<p>・ポジティブ・アクション推進状況の評点は、「女性のチカラは企業のカ普及推進事業」に基づく確認書を交付されている場合に付与することとしたため、制度導入時には、建設工事等の入札参加登録をしている全事業者に対し、確認書の申請に必要なポジティブ・アクション・シートを郵送し、制度の周知・活用を図ったほか、更新時期にも文書で周知を図った。</p> <p>・現在は、県のホームページにポジティブ・アクション・シートを掲載しダウンロード可能としたほか、制度の概要、認証企業等を掲載している。</p>	<p>県が入札参加資格登録(予定)者に提出を求めている「男女共同参画職場づくり調査票」を事業者がホームページからダウンロードして入手できるようにしたほか、PR文書をホームページに掲載するなど、周知・情報提供に努めた。</p> <p>※「男女共同参画職場づくり調査票」の記載事項 ・構成(平均勤続年数、労働者数、管理職数)・採用・配置・女性の登用・育成・教育・仕事と家庭の両立支援・職場環境等</p>
6 取組の実績・効果	<p>・建設工事、建設関連業務の入札参加登録時に評点を付与することにより、これらの女性雇用が少ない業界においても、男女共に働きやすい職場環境づくりに対する認識が高まった。</p> <p>・認証書(確認書)の有効期間は1年間のため、企業はポジティブ・アクション・シートによる自己点検を毎年実施する必要があることから、企業の男女共同参画の推進への取組が継続している。</p>	企業の男女共同参画に対する理解と取組の向上につながった。
7 今後の課題	認証企業が固定化する傾向にあることから、認証企業の拡大を図っていく必要がある。	男女共同参画に理解のある職場を増やすために、今後一層の周知と働きかけが必要である。
8 その他特記事項	<p>○「女性のチカラを活かす企業認証制度」 県内で事業活動を行っている企業等が、ポジティブ・アクション・シートにより、自社の女性の登用・配置状況や仕事と家庭の両立支援制度等について自己点検、申請し、一定の基準以上を満たした場合、「女性のチカラを活かす企業」として認証し、認証書・確認書・認証マークを交付する。 「ポジティブ・アクションシート」の記載事項 ・女性の登用状況 ・仕事と家庭の両立支援の状況</p>	<p>○物品供給等における入札参加資格審査においても同様の制度を設けている。</p> <p>○秋田市における公共工事の入札参加資格審査においても「男女共同参画職場づくり事業」において加対象者として認定された者を対象に加算を行っている。</p>
9 参考URL	<p>http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/kmgz22.htm</p> <p>○女性のチカラを活かす企業認証制度</p> <p>http://www.pref.miyagi.jp/kyosha/ikiiki/H24poji.html</p>	<p>http://www.pref.akita.lg.jp/www/genre/000000000000/1143839185488/index.html</p> <p>○男女共同参画職場づくり事業</p> <p>http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1151914357853/index.html</p>

	5	6
都道府県名	山形県	福島県
担当部課名	子育て推進部青少年・男女共同参画課	総務部入札監理課
連絡先	023-630-2727	024-521-7899
1 導入時期	平成21年4月	平成19年4月
2 男女共同参画等の項目名	①子育て支援、 ②ワークライフバランス・男女共同参画	次世代育成支援企業認証の有無
3 男女共同参画等の項目の概要 (内容、配点(男女関係点数/主観点数の合計点数))	①子育て支援 (常時雇用者数が101以上の企業) 申請時点で次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・届出を行い、かつ、就業規則において育児休業制度を規定:2点 (常時雇用者数が100以下の企業) 申請時点で次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・届出を行い、もしくは、就業規則において育児休業制度を規定:2点 ②ワークライフバランス・男女共同参画 過去2年間に「ワーク・ライフ・バランス優良企業知事表彰」を受賞した、又は、申請時点で「男女いきいき・子育て応援宣言企業」として登録:2点/410点	○本県では、仕事と育児が両立できる職場環境づくりに取り組んでいる中小企業及び少子高齢社会を見据えて、育児に加えて介護との両立や男女が共に働きやすい環境など仕事と生活の調和が取れた働き方ができる職場環境づくりに総合的に取り組んでいる企業をそれぞれ県が認証し、当該企業が社会的に評価される仕組みをつくることにより、企業の自主的な取組みの促進を図り、もって時代の社会を担う子どもの健全な育成及び労働者の福祉の増進に資することを目的に、平成17年5月に福島県次世代育成支援企業認証制度を創設した。 ○この観点から、平成19、20年度分入札参加資格の申請から男女共同参画の視点を入札・契約制度に反映し、推進を図る。 ・福島県次世代育成支援企業認証制度の「子育て応援中小企業認証」を受けている場合:10点 ・「『仕事と生活の調和』推進企業認証」の認証を受けている場合:10点/840点
4 申請等に必要書類	①一般事業主行動計画策定届の写し、就業規則の写し ②ワーク・ライフ・バランス優良企業表彰状の写し、男女いきいき・子育て応援宣言企業登録証の写し	次世代育成支援企業認証書
5 実施に当たって留意・工夫した点	「子育て支援」と「ワークライフバランス・男女共同参画」の項目は、それぞれが「労働者福祉厚生」の中に含まれるテーマとして同列に位置づけ、重複加点も認めることとした。	加点に当たっては、客観的に証明する必要があることから、県が認証している『子育て応援中小企業認証』及び『仕事と生活の調和』推進企業認証の認証を受けている企業とした。
6 取組の実績・効果	平成23・24年度競争入札参加資格者名簿登載 1336社中 ①591社 ②49社	平成23、24年の入札参加有資格者(県内業者)1,860者のうち、『子育て応援中小企業認証』の認定を受けている企業は104者、『仕事と生活の調和』推進企業認証の認証を受けている企業は168者
7 今後の課題		
8 その他特記事項	○平成23・24年度入札参加資格審査発注者別評価点において、既存の「男女いきいき子育て応援宣言企業」の評価に加え、名簿受付の直前2年間に「ワーク・ライフ・バランス優良企業知事表彰」を受賞した企業も加点対象とした。 ○男女いきいき・子育て応援宣言企業 以下の要件を全て満たす企業 ・①女性の能力活用、②仕事と家庭の両立支援、③男女がともに働きやすい職場づくり、④県民の子育て支援のうち2つ以上について積極的に取り組んでいる。 ・1名以上のワーク・ライフ・バランス推進員を配置している。	○「子育て応援」中小企業認証 以下の要件を全て満たす中小企業を認証する。 ①次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定し、両立支援制度を導入するなど同計画を実践していること。 ②労働者が利用しやすい両立支援制度となるよう一般事業主行動計画策定時に労働者の意見聴取などを行っていること。 ③一般事業主行動計画策定後、企業内で育児休業取得者又は育児のための勤務時間の短縮等の措置の利用者が生じたこと。 ○「仕事と生活の調和」推進企業認証 仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者の公正処遇、職場における男女共同参画について指標化した、「仕事と生活の調和」取組み状況チェック表において、一定以上の企業
9 参考URL	http://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180030/ns/ns2324.html	http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=15458

	7	8
都道府県名	茨城県	栃木県
担当部課名	土木部監理課	県民生活部青少年男女共同参画課
連絡先	029-301-4321	028-623-3074
1 導入時期	平成19年1月	平成19年4月
2 男女共同参画等の項目名	子育て支援等雇用環境の整備	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の有無及び同計画の認定の有無
3 男女共同参画等の項目の概要 (内容、配点(男女関係点数/主観点数の合計点数))	○育児介護を就業規則で明文化している場合:5点 ○「子育て応援宣言」事業に登録又は「仕事と生活の調和計画」の届出をした事業者:5点 (3項目該当する場合であっても上限は10点)/336点	○一般事業主行動計画を策定した旨の届出をしている場合:5点 ○一般事業主行動計画を策定した旨の届出し、かつ当該計画に対して認定を受けている場合:10点
4 申請等に必要書類	○育児介護休暇制度 労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し ○「子育て応援宣言」事業への登録又は「仕事と家庭の調和推進計画」の届出 「子育て応援宣言」登録証の写し又は「仕事と家庭の調和推進計画」受理通知書	
5 実施に当たって留意・工夫した点	本業である工事実績への配点とのバランスをとりながら、加点を行っている。	
6 取組の実績・効果	○育児介護休業による加点に加え、子育て応援宣言や仕事と生活の調和推進計画に対する加点も行うことによって、雇用環境を整備する意識を啓発し、実際に取り組みを行う建設業者の増加につながっている。 ○当該加点項目に該当することにより加点を受けた業者数 ・平成21・22年度:480者 ・平成23・24年度:743者	・全体の約2割の企業が本評価項目で加点されている。 ・規模の大きな企業(SA、A)においては6~7割が加点されている。
7 今後の課題	男女共同参画の取組に意欲のある建設業者に対して、今後、入札参加資格においてどのようなインセンティブを講じるかについて検討する必要がある。	
8 その他特記事項		
9 参考URL	○監理課HP http://www.pref.ibaraki.jp/bukvoku/doboku/01class/class01/sannkasikaku/h2324kouji_kiun.pdf ○仕事と家庭の調和推進計画 http://www.pref.ibaraki.jp/bukvoku/svokou/rosei/wlb/keikaku.html ○子育て応援宣言 http://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/nursing01_1/	

	9	10
都道府県名	群馬県	埼玉県
担当部課名	県土整備部建設企画課	総務部入札審査課
連絡先	027-226-3524	048-830-5174
1 導入時期	平成24年1月(一般事業主行動計画に対する加点は平成19年10月)	平成19年4月
2 男女共同参画等の項目名	子育て支援推進の状況	子育て支援の推進
3 男女共同参画等の項目の概要(内容、配点(男女関係点数/主観点数の合計点数))	<p>適格審査年の1月1日時点において、次のいずれかの届出又は認定を受けた場合、10点を加算/330点</p> <p>○県内の従業員100人以下の企業で次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣に届け出た場合、または同法に基づく厚生労働大臣の認定を受けた場合</p> <p>○群馬県育児いきいき参加企業認定制度の認定を受けた場合/330点</p>	<p>子育て支援推進等社会的貢献評価点として、資格審査申請日時点において、下記の条件を満たす者を対象に加算評価</p> <p>①「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定、厚生労働大臣に届出し、又は同法第13条に基づく厚生労働大臣の認定を受けた者:5点</p> <p>②「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の規定を上回る育児制度を就業規則等で規定し、労働基準監督署に届け出た者:5点/450点</p>
4 申請等に必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・一般事業主行動計画策定・変更届または基準適合一般事業主認定通知書(写) ・群馬県育児いきいき参加企業認定制度認定証(写) 	
5 実施に当たって留意・工夫した点		
6 取組の実績・効果	<p>直近の平成24・25年度の入札参加資格審査において、申請総数2,606者のうち361者(13.8%)に対して、加点を行った。</p>	<p>名簿登録業者の評価点取得状況</p> <p>①「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出等をした者:3,107社中188社</p> <p>②「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の規定を上回る育児制度を就業規則等で規定・届出した者:3,107社中136社</p> <p>※①・②両方の者 3,107社中62社</p>
7 今後の課題		<p>一般事業主行動計画について、平成23年4月から従業員101人以上の企業は作成が義務付けされたところであり、評価対象として適切か検討する必要がある。</p>
8 その他特記事項	<p>○群馬県育児いきいき参加企業</p> <p>次のすべての要件を満たす企業を「群馬県育児いきいき参加企業」として認定</p> <p>①宣言内容が、働きやすい職場環境づくりを進めるものであり、かつ、育児休業制度に関する両立支援の取組を1項目以上宣言</p> <p>②育児休業制度を、就業規則等の社内規則に規定</p> <p>③宣言から取組実現までの取組期間が2年以内</p> <p>④取組推進員を1名以上選出</p> <p>⑤過去3年間に於いて、法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がない</p>	
9 参考URL	http://www.pref.gunma.jp/06/h8000071.html	http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kouji1003.html

	11	12
都道府県名	神奈川県	新潟県
担当部課名	保健福祉局福祉・次世代育成部次世代育成課	土木部 監理課
連絡先	045-210-4690	025-280-5386
1 導入時期	平成21年4月	平成21年4月
2 男女共同参画等の項目名	子育て支援	男女共同参画の推進状況
3 男女共同参画等の項目の概要 (内容、配点(男女関係点数/主観点数の合計点数))	「子育て支援」を主観点数項目と位置づけ加点評価 ①常用雇用者301人以上で認証を受けている者:1点 ②常用雇用者300人以下で認証を受けている者:2点/120点数	「ハッピー・パートナー企業」(新潟県男女共同参画推進企業)に登録している上で、次のいずれか一方又は両方に該当している場合に加点 ・次世代育成支援対策推進法第12条第1項又は第4項に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局へ提出:5点/174点 ・女性技術者(主任技術者の有資格者)の1人以上の雇用:5点/174点
4 申請等に必要書類		・ハッピー・パートナー企業登録証の写し ・一般事業主講堂計画書の写し
5 実施に当たって留意・工夫した点		
6 取組の実績・効果	(点数加算企業) H23-24年度登録名簿 38者/5,661者(H24.5.17現在の名簿)	加点制度を導入した平成21年度以降、建設業者の「ハッピー・パートナー企業」への登録が著しく増加した。 (参考)ハッピー・パートナー企業建設業者登録数推移 ・平成20年度末登録者数 3社 ・平成21年度末登録者数 87社 ・平成22年度末登録者数 137社 ・平成23年度末登録者数 178社
7 今後の課題		
8 その他特記事項	○神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく認証制度 認証を取得するためには次の1~4の要件を満たすことが必要 1 育児・介護休業法で義務付けられている制度・措置を社内制度として 明定していること ・育児休業 ・小学校就学前までの子を養育する従業員の子の看護休暇 ・小学校就学前までの子を養育する従業員の時間外労働、深夜業の制限 ・3歳未満の子を養育する従業員の勤務時間の短縮等の措置 2 仕事と子育ての両立支援に関する社内の責任者が明確化されていること 3 子ども・子育て支援のための取組みの計画的な推進を内外に明らかにしていること 4 計画内容及び事業活動が関係法令に照らし適切であること	○ハッピー・パートナー企業登録要件 ①働き方を見直し、男女が共に働きやすい職場環境づくりの取組 ②男女共に仕事と家庭・その他の活動が両立できるようにするための取組 ③女性の能力を活かすための取組
9 参考URL	○神奈川県保健福祉局次福祉・次世代育成部次世代育成課ホームページ http://www.pref.kanagawa.jp/div/1386/ ○主観点数について http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f125/	http://www.pref.niigata.lg.jp/danjobyodo/1207674048350.html

		13	
都道府県名	富山県		
担当部課名	生活環境文化部男女参画・ボランティア課	商工労働部労働雇用課	
連絡先	076-444-3137	076-444-3257	
1 導入時期	平成22年4月	平成19年4月	
2 男女共同参画等の項目名	男女共同参画推進事業所の認証	一般事業主行動計画の届出 元気とやま！子育て応援企業の登録	
3 男女共同参画等の項目の概要 (内容、配点(男女関係点数/主観点数の合計点数))	富山県男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業における男女共同参画推進事業所取扱要領に基づき、男女共同参画推進事業所として県から認証された者に対して加点:5点/330点	<ul style="list-style-type: none"> 一般事業主行動計画を労働局長に届け出た50人以下の企業:5点 上記企業のうち、県の子育て支援企業エントリー制度に登録し、計画内容を公表している企業:5点上乗せ(平成21年4月～)/330点 	
4 申請等に必要書類	男女共同参画推進事業所に認証されたことが確認できる書類の写し	一般事業主行動計画策定届の写し	
5 実施に当たって留意・工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> ・(社)富山県建設業協会を通し、建設業の事業所に広く案内している。 ・男女共同参画推進事業所募集のチラシに、優遇措置について記載している。 		
6 取組の実績・効果	平成21年度まで、年1～3件程度だった推進事業所の認証が、平成22年度には23件と大幅に増加した。(うち9割以上が建設業の事業所)	県内建設業者のうち、一般事業主行動計画を策定・届出をした者が増加した。	
7 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・認証事業所の業種が建設業に大きく偏っている。 ・建設業の事業所には従業員10人程度の零細企業も多く、女性の活躍があまり進んでいない。 		
8 その他特記事項	<p>○チーフ・オフィサーは、原則として富山県内にある事業所の役員またはそれと同等の役職にある者で、男女共同参画の推進に関して熱意を有する者の中から、事業所の代表者の推薦により知事が委嘱。チーフ・オフィサーは1事業所につき1名</p> <p>○委嘱されたチーフ・オフィサーを核に、女性の管理職への登用促進、仕事と家庭の両立支援など、具体的な取組みや成果が認められる事業所を、「男女共同参画推進事業所」として認証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援企業エントリー制度は平成24年度末で廃止、新たに「元気とやま！子育て応援企業登録制度」を創設予定 ○「元気とやま！子育て応援企業登録制度」登録要件 ・一般事業主行動計画を届けていること ・両立支援に関する一定の取組実績があること 	
9 参考URL	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1712/kj00003253.html	http://www.kosodate-entry.jp/	

	14	15
都道府県名	石川県	山梨県
担当部課名	土木部監理課	県土整備部 県土整備総務課
連絡先	076-225-1712	055-223-1673
1 導入時期	平成18年4月	平成21年4月
2 男女共同参画等の項目名	次世代育成雇用環境の整備	子育て支援
3 男女共同参画等の項目の概要(内容、配点(男女関係点数/主観点数の合計点数))	次世代育成支援対策推進法第12条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出した者:10点/225点	・次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出をしている者(認定を受けていない者):5点 ・次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づき、認定を受けている者:10点/551点
4 申請等に必要書類	一般事業主行動計画策定届(受付印の押してあるもの)の写し	
5 実施に当たって留意・工夫した点	主観点数における他の項目との配点の比重	入札参加資格における主観点項目について、HPで広く建設業者に周知し、活用を図った。
6 取組の実績・効果	平成23年度における加点者数:319者 (参考)有資格者数 1,797者 (平成23年6月1日時点)	実績は少ないが、業者からの問い合わせはある程度あり、少しずつ浸透している。 (提出76社、認定1社)
7 今後の課題		引き続き広く周知を行い、より多くの業者が取組を進めるよう努める。
8 その他特記事項		
9 参考URL	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/kyokashinsei/shinsei.html#H24syukantensu	http://www.pref.yamanashi.jp/kendosom/00092251380.html

	16	17
都道府県名	長野県	岐阜県
担当部課名	建設部建設政策課	県土整備部建設政策課
連絡先	026-235-7313	058-272-1111内線3647
1 導入時期	平成19年4月	平成18年4月
2 男女共同参画等の項目名	経営意欲-労働環境	少子化対策
3 男女共同参画等の項目の概要(内容、配点(男女関係点数/主観点数の合計点数))	<ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者になりうる女性技術者の社員雇用:5点 ・従業員100人以下で次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、且つ育児・介護休業法に規定する休暇等制度が就業規則に規定されている企業:10点 ・基準日直前3年間に従業員が育児又は介護休業を20日以上取得した実績:5点(取得者に男性を含む場合、さらに5点加算)/268点 	<p>常時雇用従業員数が101人以上の県内業者で、前年の12月31日現在において、「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出している場合又は常時雇用従業員数が300人以下の県内業者で前年の12月31日現在において、「岐阜県子育て支援企業登録制度」に登録している場合:10点/320点</p>
4 申請等に必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・一般事業主行動計画書(写) ・就業規則(写) ・育児休業基本給付金支給決定通知書(写) ・介護休業給付金支給決定通知書(写)等 	<ul style="list-style-type: none"> ・常時雇用従業員数が101人以上の県内業者においては、都道府県労働局に提出した受付印のある「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し ・常時雇用従業員数が300人以下の県内業者においては、「岐阜県子育て支援企業登録証」の写し <p>※常時雇用従業員数が101人以上300人以下の県内業者においては、都道府県労働局に提出した受付印のある「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し、「岐阜県子育て企業登録証」の写しのどちらでも可。</p>
5 実施に当たって留意・工夫した点	資格審査において、審査担当者が加点対象となる事項(実績)の確認を、公的機関への届出書の写し等でできるだけ簡便に行えるよう留意した。	
6 取組の実績・効果	<p>平成23年11月1日現在で、建設工事等入札参加資格を付与した県内事業者(2,719者)のうち、男女共同参加関連の項目で加点を受けた事業者は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者になりうる女性技術者の社員雇用:492者 ・従業員300人以下で次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、且つ育児・介護休業法に規定する休暇等制度が就業規則に規定されている企業:161者 ・基準日直前3年間に従業員が育児又は介護休業を20日以上取得した実績:103者(取得者に男性を含んだ事業者:12者) 	全事業者数 2,835、加点事業者数(少子化対策) 732 (平成24年4月時点)
7 今後の課題		従業員101人以上の企業については、平成23年4月から一般事業主行動計画の策定が義務付けられたことに伴って県内企業の策定率が99%以上となったため、次回の改正では加点対象から外す予定。
8 その他特記事項	平成25・26年度入札参加資格の定期審査申請受付に向けて、平成24年4月から5月にかけて新客観点数改定のためのパブリックコメントを募集を行っているが、上記項目については今のところ変更の予定はない。	
9 参考URL	http://www.pref.nagano.lg.jp/nyusatu/sikaku/katen.htm	http://www.pref.gifu.lg.jp/kendo/kensetsukoi/nyusatsu/shikaku-shinsei/syukanshinsei.html

	18	19
都道府県名	静岡県	愛知県
担当部課名	健康福祉部こども未来課	産業労働部労働福祉課
連絡先	054-221-2037	052-954-6360
1 導入時期	平成23年10月	平成24年4月
2 男女共同参画等の項目名	子育て支援	ファミリー・フレンドリー企業登録状況
3 男女共同参画等の項目の概要 (内容、配点(男女関係点数/主観点数の合計点数))	静岡県次世代育成支援企業の認証を受けている場合:10点	ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けている場合:10点/305点
4 申請等に必要書類		
5 実施に当たって留意・工夫した点	①次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出 ②育児・介護休暇等制度の導入(就業規則又は労働協約への規定) ③くらし・環境部男女共同参画課が行っている「男女共同参画社会づくり宣言」 ④県が必要最低限として設定する、職場環境づくり等の関係項目すべての充足 の4項目を認証要件としており、それぞれの項目を所管する部署が共同して審査を行っている。	
6 取組の実績・効果	認証企業は、平成24年3月までに5件となっている。	平成24年度からの導入にあたり、建設担当部局が23年度後半から業界団体を通して広報に努めた結果、小規模な建設業者の登録がかなり増加した。 ※平成20年度～23年度まで、公共工事における総合評価落札方式における加点(地域精進度地域貢献度において「ファミリー・フレンドリー企業」を評価加点)があり、現在、愛知県ファミリー・フレンドリー登録企業の半数を建設業が占めている。
7 今後の課題	認証制度の推進にあたっての課題は、以下のとおり ・一層の制度の周知 ・認証の際の企業等の規模及び業態の勘案 ・認証企業のメリット拡充	仕事と子育てや介護等を両立できる職場を拡大していくため、入札優遇などの登録メリット等を始めた愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度の積極的なPRを行い、登録企業を増やす。
8 その他特記事項	○仕事と生活が両立できる環境の実現に向けた取組として、働き方の見直しや仕事と子育て等の両立を図るための職場環境づくりを推進し、さらに、男女がともに能力を発揮できる男女共同参画社会づくりに積極的に取り組んでいる企業を知事が認証し広く紹介する。 ○認証企業には別添のロゴマークの使用を認め、企業が名刺、ホームページ、自社製品等に表示することにより、企業のイメージアップにつながることを期待している。 ○認証要件 ①次世代育成支援対策推進法第12条第4項に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ていること。 ②育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に沿った就業規則又は労働協約を規定していること。 ③男女共同参画社会づくり宣言を行っていること。ただし、県外に本社がある企業にあっては、県内に所在する事業所が宣言を行っていること。 ④別に定める静岡県次世代育成認証企業審査票に掲げるすべての項目を充足していること。	○ファミリー・フレンドリー企業登録要件 ・次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出ていること ・育児・介護休業法を遵守した就業規則、規程等が整備されていること ・一般事業主行動計画に定めた取組目標や規則等で定めた子育て支援制度の公表に同意すること
9 参考URL	http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-130/iisedai-kigyou.html	

	20	21
都道府県名	滋賀県	兵庫県
担当部課名	土木交通部監理課	健康福祉部男女家庭課
連絡先	077-528-4116	078-362-3160
1 導入時期	平成22年4月	平成18年7月
2 男女共同参画等の項目名	次世代育成支援対策	男女共同参画社会づくり協定締結
3 男女共同参画等の項目の概要(内容、配点(男女関係点数/主観点数の合計点数))	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業に登録している場合:10点 ・滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業に登録+次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主の認定を受けた場合:20点/306点 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に建設企業については地域社会の共同利益の実現活動を奨励し、より一層の健全育成を図る必要があると判断し、その改善対策として「技術・社会貢献評価」の項目を拡充 ・県と「男女共同参画社会づくり協定」を締結している企業:8点/398点
4 申請等に必要書類	滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証(県発行)または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定通知書(労働局発行)の写し	
5 実施に当たって留意・工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的な指標として登録制度や認定制度を評価項目とした。 ・登録制度と認定制度の2段階とすることで、企業の努力を段階に応じて評価している。 	
6 取組の実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者(県内企業):1,470社 ・滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録認定者:390社 ・上記登録+一般事業主認定者:5社 【参考】滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業総登録数 597社(H24.3.31現在)	男女共同参画社会づくり協定締結した企業: 927社
7 今後の課題		企業の男女共同参画に係る取組内容は協定締結時に把握し、毎年1回実態調査を行いフォローアップしているが、回答のない企業の取組内容をどのように把握し、指導・助言するかが課題と認識している。
8 その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録要件 ・県内に事業所があり、県内において事業活動を行う企業等であること ・次世代育成支援対策推進法に定める一般事業主行動計画を策定し、地方労働局へ届け出していること 	
9 参考URL	http://www.pref.shiga.jp/shinseisho/ha00b/nyusatu-shinseisho.html#kouji-in	http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd38/wd38_000000018.html#h06

	22	23
都道府県名	島根県	広島県
担当部課名	環境生活部 環境生活総務課 男女共同参画室	土木局建設産業課
連絡先	0852-22-5245	082-513-3822
1 導入時期	平成21年4月	平成21年4月
2 男女共同参画等の項目名	子育て支援	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度における登録
3 男女共同参画等の項目の概要 (内容、配点(男女関係点数/主観点数の合計点数))	子育て支援(次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及びしまね子育て応援企業「こっころカンパニー」の認定状況 ・策定義務のある雇用主が策定していない…△10点 ・策定義務者が策定し、かつ、こっころカンパニーについて認定…10点 ・策定義務のない者が策定している…5点 ・策定義務のない者が策定し、かつ、こっころカンパニーについて認定…15点/405点	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度において登録されている場合:5点/1222点
4 申請等に必要書類		
5 実施に当たって留意・工夫した点		入札参加資格審査においては、商工労働局産業人材課に照会して登録状況を確認するものとし、申請者からは添付書類は徴しない。
6 取組の実績・効果	・仕事と子育ての両立を支援する企業の増加 ・両立支援意識の他企業への波及 ・企業や地域をあげて子育てを支援する機運の醸成	入札参加資格者のうち広島県仕事と家庭の両立支援企業登録において登録されている者 ・平成21・22年度名簿(H21.4.1):138者 ・平成23・24年度名簿(H23.4.1):149者
7 今後の課題		
8 その他特記事項	○しまね子育て応援企業「こっころカンパニー」認定要件 こっころカンパニー認定審査票において、各企業の「仕事と子育ての両立支援」、「働き方の見直し」、「男女共同参画」への取り組み状況を審査し、一定の条件を満たしている企業	○広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録要件 企業等のトップ自らによる、労働者の仕事と子育ての両立や地域における子育て等を支援する旨の取組宣言(次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届により都道府県労働局に届け出た取組内容の公表)
9 参考URL		

	24	25
都道府県名	山口県	高知県
担当部課名	土木建築部監理課	土木部建設管理課
連絡先	083-933-3629	088-823-9815
1 導入時期	平成19年4月	平成19年10月
2 男女共同参画等の項目名	一般事業主行動計画策定の届出	次世代育成支援企業認証等の取得
3 男女共同参画等の項目の概要(内容、配点(男女関係点数/主観点数の合計点数))	次世代育成支援対策推進法に規定する届出を行っている者:5点	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主に認定されている場合、又は高知県次世代育成支援企業認証制度要綱に基づく高知県次世代育成支援企業認証を取得している場合:20点
4 申請等に必要書類	一般事業主行動計画の写し	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定通知書(写し)または高知県次世代育成支援企業認証書(写し)
5 実施に当たって留意・工夫した点	少子化対策の一環として、入札制度において、一般事業主行動計画策定の届出を評価項目を設定した。	
6 取組の実績・効果	2,285社中、届出有 153社 (全体の6.7%、H19年6月末時点) → 1,885社中、届出有 197社 (全体の10.5%、H24年3月末時点)	加対象となった事業所は、増加している。 H20 8社 H21 11社 H22 22社 H23 30社
7 今後の課題		
8 その他特記事項		
9 参考URL	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18100/kensetsu/yoryo.html	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/nyuusatusannkasikaku-index.html

	26	27
都道府県名	福岡県	長崎県
担当部課名	福祉労働部労働局新雇用開発課	土木部監理課
連絡先	092-643-3586	095-894-3015
1 導入時期	平成19年4月	平成19年12月
2 男女共同参画等の項目名	「子育て応援宣言企業」登録制度における登録	次世代育成雇用環境の整備(子育て支援)
3 男女共同参画等の項目の概要(内容、配点(男女関係点数/主観点数の合計点数))	<p>福岡県の「子育て応援宣言企業」登録制度により「登録証」の交付を受けた企業等:3点/155点</p> <p>※仕事と家庭の両立ができる職場づくりを目指して実施する「子育て応援宣言企業」登録制度により、「登録証」の交付を受けた企業等を評価</p>	次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し厚生労働大臣にその旨を届け出て、当該計画が実行中である場合、該当する工事種類について主観点を10点加点
4 申請等に必要書類	子育て応援宣言登録証の写し (※入札参加資格審査申請日以前の直近の決算日現在において有効な登録証)	
5 実施に当たって留意・工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> ・優遇措置導入に際し、「少子化対策、仕事と家庭の両立支援」が県政の最重要課題である」という庁内の合意形成 ・優遇措置の導入について、関係各課や市町村を通じて関係団体や事業者等への周知を行うとともに、併せて「子育て応援宣言企業」登録制度についても、関係機関・団体へのチラシの設置や配付など積極的な周知を行った。 	
6 取組の実績・効果	<p>加点制度の導入により「子育て応援宣言企業」の登録数が急激に増加した。</p> <p>宣言企業の増加とともに、企業の意識改革が進み、育児休業の取得は広く定着してきた。また、企業の育児支援制度の導入も進んでいる。</p>	加算実績なし
7 今後の課題	「子育て応援宣言企業」登録制度の推進により、県内の企業における仕事と子育ての両立支援が進んでいることから、宣言企業のさらなる拡大と両立支援に向けた取組内容の向上を図る。	
8 その他特記事項	○子育て応援宣言企業 企業・事業所のトップが、従業員の仕事と子育ての両立を支援する具体的な取組を宣言し、県がそれを登録するもの。	
9 参考URL	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f16/niusatu-kosodate.html	

	28	29
都道府県名	熊本県	大分県
担当部課名	土木部監理課	土木建築部 土木建築企画課
連絡先	096-333-2485	097-506-4516
1 導入時期	平成17年4月	平成22年4月
2 男女共同参画等の項目名	男女共同参画の推進状況	次世代育成支援環境の整備状況
3 男女共同参画等の項目の概要(内容、配点(男女関係点数/主観点数の合計点数))	就業規則において育児休業制度及び介護休業制度の両制度を設けている場合:5点/上限なし	次世代育成支援対策推進法第13条の規定により都道府県労働局長の認定を受けている場合:20点/223点
4 申請等に必要書類	就業規則の写し ※常用雇用労働者数10以上の事業所については、労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し	
5 実施に当たって留意・工夫した点	各業者における職場研修等の実施を評価項目として設定することについても検討を行ったが、制度自体を定めている業者が少なかったことから、制度を設けることを評価項目として、両制度に取り組む業者の増加を図った。	
6 取組の実績・効果	・平成17年導入時、格付加点を行った業者数は530社、格付業者の約16%であった。 ・平成23年定期格付においては、713社、約23%で、取り組む業者が増加している。	大分県下でも数社しか認定されておらず、入札参加資格者で加点対象となった企業はない
7 今後の課題	格付加点項目に設定しているが、取組みの主体は業者にあり、加点点数についても、他の評価項目とのバランスから、点数アップは適当でなく、積極的な増加に向けての取組みが難しい。	
8 その他特記事項		
9 参考URL	http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/91/h23kakuzukekiun.html	

	30	31
都道府県名	宮崎県	鹿児島県
担当部課名	県土整備部管理課	土木部監理課
連絡先	0985-26-7176	099-286-3490
1 導入時期	平成19年4月	平成21年4月
2 男女共同参画等の項目名	育児休業制度の確立状況	男女共同参画支援・子育て支援
3 男女共同参画等の項目の概要(内容、配点(男女関係点数/主観点数の合計点数))	一定の要件を満たす育児休業制度を設けている場合:10点/430点	育児休業制度、介護休業制度を就業規則に規定している場合に各2点、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている場合に2点を加点:6点/921点
4 申請等に必要書類		○育児休業制度、介護休業制度の場合 商号又は名称、育児休業、介護休業制度の内容が確認できる就業規則の写し(常用雇用労働者数10人以上の事業所については、労働基準監督署の受付印のあるものに限る。) ○一般事業主行動計画の策定・届出の場合 計画期間中にある一般事業主行動計画策定・変更届の写し(労働局の受付印のあるものに限る。)
5 実施に当たって留意・工夫した点		
6 取組の実績・効果	平成24年4月1日現在の登録業者1,877者のうち、582者(約30%)の業者が育児休業制度を導入している。	平成23・24年度入札参加資格審査において、一般事業主行動計画の策定、届出を行った業者は、231社
7 今後の課題	前回(H22・23年度入札参加資格)に比べ、今回(H24・25年度)の加対象者数・割合ともに減少しているが、育児・介護休業法の改正に伴う、育児休業規定の改正がなされていない業者が多かったことが影響しているものと考えられ、法令の改正等の周知をどのように図っていくかが課題 ※前回 1,877者のうち制度導入582者(31.0%) 今回 1,676者のうち制度導入518者(30.9%)	
8 その他特記事項		
9 参考URL		http://www.pref.kagoshima.jp/infra/tochi-kensetu/nyusatu/index.html